府令

○内閣府令第二十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十二条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附　則

この府令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二十六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十二条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「、監査官」を「監査官」に、「及び庁舎管理官」を「、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官」に改める。

第十九条の見出し中「及び庁舎管理官」を「、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官」に改める。

第二十二条各号列記以外の部分中「事務」の下に「（検査課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四　政府関係金融機関に関すること。

十五　株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に関すること（株式会社商工組合中央金庫については、金融監督課の所掌に属するものを除く。）。

第二十二条中第三十七号を第三十九号とし、第三十号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十九号中「及び検査課」を削り、同号を第三十一号とし、第二十八号中「の処理するもの並びに検査課」を削り、同号を第三十号とし、第二十二号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改め、同号を第二十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六　独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に関すること。

十七　地方公共団体金融機構の行う公庫債権管理業務に関すること。

第二十三条第三号中「ヲからネまで」を「ワからナまで」に改め、同号中ネをナとし、ヌからツまでをルからネまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　仮想通貨交換業を行う者

第二十四条第一号中ネをナとし、ツの次に次のように加える。

ネ　仮想通貨交換業を行う者

第二十九条第一項中「四人」を「五人」に改め、同条第六項中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改め、同条第七項中「第二十二条第十四号に規定する」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく」に改める。

第三十一条第一項中「六人」を「四人」に改める。

第三十二条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第三十七条中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

第四十三条の見出し及び第一項中「企画指導官」を「主任農政推進専門官」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　主任農政推進専門官は、命を受けて、農林水産部の所掌事務に関する総合的な政策に関する企画、推進、連絡調整及び指導に関する事務を行い、並びにこれらの事務を整理する。

第四十九条の見出しを「（六次産業化専門官及び地理的表示・輸出促進専門官）」に改め、同条第一項中「六次産業化専門官」の下に「及び地理的表示・輸出促進専門官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　地理的表示・輸出促進専門官は、特定農林水産物等の名称の保護及び農林水産部の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する専門の事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第六十条第六号中「をいう」の下に「。次条において同じ」を、「交付に関すること」の下に「（用地課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第六十一条に次の四号を加える。

十二　地籍調査に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

十三　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

十四　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

十五　開発建設部の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（地籍整備に関するものに限る。）